

第四章 税 制

一 地方税制の移り変わり

1 戦 前

明治維新当時の租税制度は、おおむね徳川幕府時代の制度を承継しており、地租、小物成こものな、課役の三種からなっていた。

小物成というのは後年の営業税、雑種税の前身であり、その種類は一五〇〇余にのぼっていたといわれる。課役というのは労務の提供のことである。

この当時は、まだ地方自治体の概念もはっきりせず、国税、地方税の区分も判然としていなかったが、明治八年に太政官布告をもって租税が国税と府県税に分けられた。

なお、この段階では、まだ府県と市町村の財政ははっきりと区分されていなかったが、明治一一年に地方税規則が發布されて地方税が設けられるとともに、府県財政と区市町村財政が分離された。

地方税の種類としては、地租附加税、営業税、雑種税及び戸数割の四種類が設けられたほか、地方税規則で、地方税をもって支弁すべき費用が限定列挙され、会計年度は七月から翌年六月に定められていた。

区町村の税については特に種類や制限は設けられず、地方税規則で「各町村限及区限ノ入費ハ其区域内人民ノ協議ニ任セ地方税ヲ以テ支弁スルノ限ニ在ラス」と規定しており、区町村の協議によって、地価割、

戸数割、歩合金、間口割など、それぞれの地方の慣習に従って協議費を定めてさしつかえないこととされていた。

明治二一年には市制町村制が制定され、市町村は地方公共団体として独立の地位が与えられることとなった。これに伴い市町村に課税権が与えられ、その税目は、国税、府県税にかかる附加税及び直接、間接の特別税と定められた。

明治二三年には府県制が制定され、従前から府県のみが課税していた地方税は、その名称を府県税と改めた。

明治二九年には日清戦争後の国費の激増に対処するため営業税法が制定され、国税営業税として四種目が新設された。新設の国税営業税に対しては一〇分の二以内の附加税を課すことが認められ、また、醬油税、煙草税などが国税から府県税に委譲された。

大正一五年には地方税制の大整理が行われたが、その理由として、国税、地方税を通じ国民の負担が増大したため、地方に適当な課税客体を与える必要があったことから①府県税として家屋税が創設され市町村はこれに附加税を賦課することになったこと②府県税である戸数割が廃止され、市町村税としての戸数割が創設されたこと等があげられる。

更に昭和一五年には中央、地方を通ずる税制の大改正が行われた。

その理由は、昭和に入り地方財政は歳出の拡大要因が強いかかわらず経済不況のため税収入が伸びず、このため地方財政の窮迫が問題となっていた。特に、資本主義の進展に伴って都市と農村との経済力に格差が生じ、農山漁村に所在する地方団体の困窮ははなはだしいものであった。

このような状況から税源配分の問題として地租及び営業収益税の地方委譲が論議の的になっていた。

ただ、いずれにせよ地域によって経済力に格差がある以上、単に国税の税源を地方税に委譲するだけでは地方財政の問題は解消され得ない訳であり、地方財政を調整するための交付金制度を設けることが必要であるとされた。

そして、昭和十一年には応急的に臨時町村財政補給金が交付され、翌年度からは臨時地方財政補給金として制度化されたが、このような措置だけでは地方財政の困窮を救うことはできないため税制の大改正が行われたのである。

主な改正点は①収益税である地租、家屋税及び営業税をあげて地方の財源としたこと、②市町村税戸数割を廃止し、市町村民税を新設したこと、③目的税制度を整備拡充したこと等である。

あわせて税源の地域的偏在を財政的に調整するために地方分与税が創設されたのである。

2 戦 後

戦後のわが国は、民主政治の確立が最大目標とされ、これと表裏一体をなすものとして地方自治の強化が図られることとなる。

地方自治法の制定を柱にして、学校教育六・三制の実施、自治体警察の創設など重要な制度改正が行われ、地方公共団体は重い責務を負わされるが、これに対する財源措置は非常に不十分で財政的には破綻に瀕した状況であったといわれる。

税制面でも七割以上が標準税率を超えて課税し、二〇〇〇の地方団体

が百数十種類に及ぶ法定外の税目を設定するなど地方税制そのものが破綻していた状況であった。

このような状況を憂慮した占領軍は、昭和二十四年にアメリカ合衆国のコロンビア大学シャープ博士を団長とする使節団を招いて、わが国の税財政制度全般にわたる調査を実施し、その改革案を勧告した。

このシャープ勧告を受けて行われたのが昭和二五年の税制改正であり、今日の地方税制度の基礎となっている。

その改正の主なねらいは、戦後の民主政治のもとにおける地方自治の伸長のために、地方団体の財源を豊かにするとともにこの財源を自らの責任において確保すること、地方税の負担の合理化及び均衡化を図ることの二点であった。

市町村税として、普通税では、市町村民税、固定資産税、自転車税、荷車税、電気ガス税、鉦産税、木材引取税、広告税、入場税、接客人税、法定外普通税が、目的税では、水利地益税、共同施設税が定められた。

更に、昭和二十九年には、国に地方制度調査会と税制調査会が新しく設けられ、両調査会の答申に基づいて税政、財政の改正が行われた。

改正の骨子は、シャープ勧告をわが国の実情に添ったものに改正したもので市町村税では、たばこ消費税、国民健康保険税が新設された。

また、地方団体の必要最小限の財源を保障する制度として昭和二五年に地方財政平衡交付金制度が設けられていたが、より安定した財政調整制度とするために改正が行われ、昭和二十九年から地方交付税として発足することとなった。

以後、社会、経済、などの動向に伴い、地方税法の改正も順次、行わ

れてきた。なかでも、平成元年四月一日から施行された消費税と、関連する所得減税など国税・地方税の改正は、昭和二五年のシャープ税制以来の抜本的改正であった。地方税のうち、町県民税については、税率構造の緩和、所得控除の引き上げなどの減税措置が講じられたほか、木材引取税、電気ガス税が昭和六三年度限りで廃止され、その補填財源として消費税が創設されるなど、その改正は多岐にわたる大幅なものであった。

二 久万町の町税について

1 賦課徴収実績

昭和六三年度現在、久万町の町税は普通税として町民税（個人、法人）、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、たばこ消費税、電気ガス税、木材引取税及び公共団体等の固定資産に係る納付金及び交付金が、目的税として国民健康保険税が賦課、徴収されている。

それら町税の賦課徴収の状況を示したのが次頁の表である。

町村合併から二〇年間については既刊の記念誌に掲載されているので割愛し、昭和五三年度から六二年度までの一〇年間の状況について掲げてみた。

その特徴の一つは、各年度、各税目とも高い徴収率をしめしていることである。その担い手となったのは、昭和三四年に組織されて以来、継続して活動を進めている納税組合であり、納税組合の功績は非常に大きいものがある。

特徴の二つ目は、経済価値の上昇に伴い各税目とも調定額が伸びてい

ることである。このうち、法人町民税は五三年度に比し、六二年度は四・一倍となり、法人数の増加とともに事業活動の伸長がみられることである。

納付金及び交付金については、国の行政改革に沿って六一年度から日本電信電話公社が、平成元年度から日本国有鉄道が民間企業に組織変更されたため、その所有する固定資産に対して地方税法に基づく固定資産税を課税することとなったため、振替による減少となっている。

特別土地保有税は、昭和四八年の税制改正によって土地の投機的取得を抑制し、地価の安定を図るとともに保有土地の放出をねらいとして定められたものである。久万町では一時期を除いて課税対象となる土地が皆無の状況で推移している。

木材引取税は、近年の木材不況を反映して幼齢木など低品質の木材には賦課しないという昭和五九年の国の通達措置に従い賦課してきたため調定額の減少をみている。

各税目を合計すると、この一〇年間に調定額は二倍に伸びたが、経済価値の上昇を勘案すると平衡的な賦課水準を示していると考えられるのである。

2 町税の決算等の状況

表は、昭和五三年度から六二年度までの一〇年間にわたる町税の決算等の状況である。

一〇年間の平均数値をみると、普通会計歳入決算額は三二億七七〇〇万円、このうち町税収入済額は三億一八〇〇万円を示し、その占める割合は一〇・〇二％である。普通会計のうち、その一割前後が町税収入

町 税 賦 課 徴 収 実 績 調 (現年度分)

(単位 千円)

税目 年度	個人町民税			法人町民税			固定資産税			納付金及び交付金			軽自動車税		
	調定額	収入済額	徴収率	調定額	収入済額	徴収率	調定額	収入済額	徴収率	調定額	収入済額	徴収率	調定額	収入済額	徴収率
53	76,034	75,553	99.4	13,402	13,358	99.7	59,347	57,349	96.6	5,390	5,390	100.0	3,751	3,750	100.0
54	88,226	87,287	98.9	14,093	13,977	99.2	64,963	63,098	97.1	5,713	5,713	100.0	4,348	4,344	99.9
55	105,838	105,537	99.7	12,975	12,698	97.9	70,180	68,909	98.2	6,364	6,364	100.0	4,550	4,548	100.0
56	119,999	115,881	96.6	24,317	24,188	99.5	72,624	70,784	97.5	6,699	6,699	100.0	4,634	4,603	99.3
57	127,733	126,057	98.7	20,754	20,309	97.9	96,939	94,202	97.2	7,078	7,078	100.0	5,059	4,998	98.8
58	131,351	127,486	97.1	27,993	27,665	98.8	103,358	100,956	97.7	7,358	7,358	100.0	5,471	5,409	98.9
59	127,202	126,472	99.4	37,606	37,345	99.3	111,779	108,927	97.5	9,659	9,659	100.0	6,841	6,748	98.6
60	144,820	142,620	98.5	41,897	41,646	99.4	117,914	114,462	97.1	9,666	9,666	100.0	7,094	7,000	98.7
61	153,248	151,556	98.9	55,968	55,603	99.3	134,530	130,496	97.0	1,565	1,565	100.0	7,514	7,381	98.2
62	162,459	161,494	99.4	54,578	53,670	98.6	144,803	141,464	97.7	1,559	1,559	100.0	7,942	7,813	98.4
53~62 比率	2.1倍			4.1倍			2.4倍			0.3倍			2.1倍		

(単位 千円)

税目 年度	特別土地保有税			たばこ消費税			電気ガス税			木材引取税			国民健康保険税		
	調定額	収入済額	徴収率	調定額	収入済額	徴収率	調定額	収入済額	徴収率	調定額	収入済額	徴収率	調定額	収入済額	徴収率
53	355	355	100.0	28,178	28,178	100.0	10,341	10,341	100.0	4,186	3,931	93.9	114,157	113,321	99.3
54	334	334	100.0	28,130	28,130	100.0	11,723	11,723	100.0	6,643	4,167	62.7	117,093	116,375	99.4
55	245	245	100.0	29,532	29,532	100.0	17,276	17,276	100.0	3,395	3,391	99.9	146,279	145,159	99.2
56	194	0	0	33,278	33,278	100.0	18,288	18,288	100.0	2,342	1,961	83.6	143,413	141,318	98.5
57	180	0	0	33,994	33,994	100.0	19,090	19,090	100.0	3,389	3,344	98.7	161,516	158,773	98.3
58				34,960	34,960	100.0	20,171	20,171	100.0	3,450	3,440	99.7	165,901	163,284	98.4
59				36,559	36,559	100.0	20,932	20,932	100.0	2,901	2,851	98.3	173,999	171,224	98.4
60				35,464	35,464	100.0	22,407	22,407	100.0	2,292	2,292	97.9	179,825	176,551	98.2
61				37,902	37,902	100.0	21,244	21,244	100.0	1,963	1,829	93.2	224,700	218,779	97.4
62				40,889	40,889	100.0	21,184	21,184	100.0	2,013	2,008	99.8	210,375	206,707	98.3
53~62 比率				1.5倍			2.0倍			0.5倍			1.8倍		

という傾向を示している。

全国的な傾向はどうか。

昭和五九年に財団法人地方財務協会が発刊した「地方税制の基本的あり方に関する報告書」の資料にその状況が示されているので掲げてみた。全国の市町村三二七八のうち、人口一万未満の町村は一四九〇である。これらの町村を税収の割合でみると、一〇%未満が五〇・九%で最も多く、一〇～二〇%が三七・〇%、二〇～三〇%が八・二%と続いている。

このような状況から久万町の町税は全国的にみて平均的な水準に位置していることがえるのである。

年度	税目	合 計	
		調 定 額	収入済額 徴収率
53		315,141	311,526 98.9
54		341,266	335,148 98.2
55		396,634	393,659 99.2
56		425,788	417,000 97.9
57		475,732	467,845 98.3
58		500,013	490,729 98.1
59		527,478	520,717 98.7
60		561,379	552,068 98.3
61		638,634	626,355 98.1
62		645,802	636,788 98.6
53～62 比 率		2.0倍	